

知っておきたい

在宅難病 患者一時 入院事業

(レスパイト入院)

茨城県保健福祉部疾病対策課

在宅で難病患者さんを
介護されている皆さまへ

ご存じですか？



茨城県マスコット
ハッスル黄門


～ 介護者の休養（レスパイト）のための支援をいたします～

在宅で療養している難病患者さんを介護する方が、休養（レスパイト）をとりたい時や病気・けが、冠婚葬祭などで、介護ができない時などに、患者さんを適切な医療機関に、一時入院できるよう支援いたします！



1 対象者

※以下のすべてを満たす方

- ① 茨城県に住所を有する方
- ② 在宅で療養する指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾病のうち、医療受給者証を保持し、当該疾病を主たる要因として、**人工呼吸器を装着している方**、または**気管切開をしている方**
- ③ 在宅で療養しており、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に困難になった方  **★介護する方の休養（レスパイト）**
★病気・けが **★冠婚葬祭** 等
- ④ 病状の安定している方

2 入院期間・入院回数

入院期間は、同一年度につき原則14日以内です。

その範囲であれば、1回あたりの利用日数や入院回数に制限はありません。

3 その他

- ① 事業の趣旨が、介護する方の休養（レスパイト）であることから、入院中に、特別な治療は行いません。
基本的に医療費は発生しませんが、雑費・移送費等は自己負担となります。
- ② 受入れ医療機関は、茨城県と契約している医療機関に限られます。
詳しくは、最寄りの保健所または、県庁疾病対策課までお問合せください。
- ③ 受入れ医療機関との日程調整が必要となります。
ベッドの空き状況や患者さんの病状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承願います。
- ④ 一時入院期間中、医療入院に移行する場合がありますが、原則は、受入れ先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。

4 申請方法

- ① ご利用になるには、申請手続きが必要となります。
詳しくは、最寄りの保健所または、県庁疾病対策課までお問合せください。



- ② 申請手続き後、保健所の保健師が、ご自宅に訪問し、患者さんの様子を確認させていただき、受入れ医療機関や主治医の先生等と連携させていただきます。

5 お問い合わせ先

H30.04

水戸保健所 保健指導課	水戸市笠原町993-2 ☎029-241-0571	土浦保健所 保健指導課	土浦市下高津2-7-46 ☎029-821-5516
ひたちなか保健所 健康指導課	ひたちなか市新光町95 ☎029-265-5647	つくば保健所 健康指導課	つくば市松代4-27 ☎029-851-9287
常陸大宮保健所 健康指導課	常陸大宮市姥賀町2978-1 ☎0295-52-1157	筑西保健所 保健指導課	筑西市甲114 ☎0296-24-3911
日立保健所 保健指導課	日立市助川2-6-15 ☎0294-22-4196	常総保健所 健康指導課	常総市水海道森下町4474 ☎0297-22-1351
鉾田保健所 健康指導課	鉾田市鉾田1367-3 ☎0291-33-2158	古河保健所 健康指導課	古河市北町6-22 ☎0280-32-3021
潮来保健所 保健指導課	潮来市大洲1446-1 ☎0299-66-2174	県立中央病院 難病相談 (医療相談支援室内)	笠間市鯉淵6528 ☎0296-77-1121(代)
竜ヶ崎保健所 保健指導課	龍ヶ崎市2983-1 ☎0297-62-2367	県庁疾病対策課 難病対策グループ	水戸市笠原町978-6 ☎029-301-3220